

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

T E L 0847-22-3211 F A X 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

U R L <http://www.matsuura-apollon.jp>

4

令和6年
2024

税 務

所得税・住民税の「定額減税」のポイント

労 務

従業員の残業時間を正しく把握していますか?

法 務

令和6年4月1日から義務化!

相続で不動産を取得したら登記が必要です

コラム

「いつか」の「もしも」のために 会社での災害対応のきほん

今月のことば

志ある者は
事ついに成る

(中国の故事)

Yuki Sugiura.

所得税・住民税の「定額減税」のポイント

令和6年度税制改正により、納税者（給与所得者や個人事業者等）と配偶者を含む扶養親族1人につき4万円（所得税3万円・住民税1万円）の定額減税が実施されますが、給与計算事務において注意が必要です。

※本欄は、「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」（令和6年1月19日財務省・国税庁）等を基に作成。

給与計算担当者は 従業員の扶養親族等をしっかり確認！

所得税・住民税の定額減税は、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下）の人と、その一定の配偶者を含む扶養親族1人につき、4万円（所得税3万円・住民税1万円）を控除するものです。詳細は図表1をご参照ください。給与計算担当者は、次の点に注意が必要です。

（1）「扶養控除等申告書」を確認する

源泉徴収税額からの控除は、令和6年6月1日以後最初の給与等（賞与を含む）の支払日までに提出された「扶養控除等申告書」に記載された情報に基づいて行います。

なお、「扶養控除等申告書」は、本年の最初の給与等の支払日の前日までに従業員から提出を受けているので、定額減税の実施のためだけに、あらためて提出を求める必要はありません。

（2）扶養親族を確認する

減税額の計算対象となる扶養親族は、「扶養控除等申告書」に記載された納税者本人と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の者です。扶養親族のうち、16歳未満の者については、6月1日以後最初の給与等の支払日までに、従業員から新たに「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けて減税額の計算対象に加えます。

あるいは、「扶養控除等申告書」の「住民税に関する事項」を参照して減税額を計算する

ことも可能ですが、他の者の扶養親族になつていないことの確認が必要です。

（3）配偶者を確認する

減税額の計算対象となる「同一生計配偶者」とは、「合計所得金額が1,805万円以下の者（納税者本人）と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者」です（図表2の青枠の配偶者）。

ただし、「扶養控除等申告書」の記載情報だけでは、該当する配偶者を正しく把握することができないため、次の点に注意しましょう。

①「扶養控除等申告書」に記載された「源泉控除対象配偶者」のうち、合計所得金額が48万円超の配偶者は、減税額の計算対象になりません。この場合、配偶者本人が定額減税の対象となります。

②「扶養控除等申告書」に記載のない「合計所得金額が900万円を超える納税者本人の同一生計配偶者」については、原則として、年末調整で減税されます。

ただし、令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日までに「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けた場合には、納税者本人の源泉徴収税額から減税することができます。

（4）扶養親族等に異動があった場合

定額減税の実施後（令和6年6月1日以後）、扶養親族等の異動により減税額に変更が生じた従業員については、年末調整で調整します。

※定額減税について、詳しくは国税庁Webサイト「定額減税 特設サイト」（右の二次元コード（令和6年2月1日現在））からご参照ください。



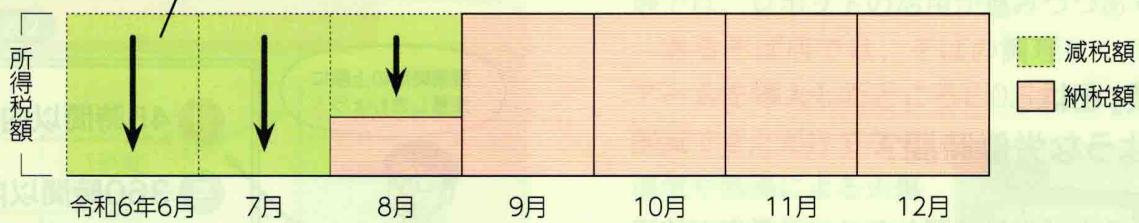
図表1 所得税・住民税の定額減税(給与所得者の場合)の控除イメージ

(1) 所得税の定額減税

源泉徴収税額から次の金額の合計額を控除

- ①本人 3万円(居住者)
- ②同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者) 1人につき3万円

- 令和6年6月1日以後最初の給与等の源泉徴収される所得税から減税額を控除。
- 控除しきれないときは、減税額に到達するまでそれ以後の給与等の支給時に順次控除(令和6年11月までに控除しきれない場合、年末調整で控除)。



(2) 住民税の定額減税

年間の住民税額から次の金額の合計額を控除

- ①本人 1万円
- ②控除対象配偶者または扶養親族(いずれも国外居住者を除く) 1人につき1万円

- 令和6年6月分の給与等では特別徴収をしない。
- 定額減税後の住民税を11か月でならす。
- 11か月分にならした住民税を令和6年7月から令和7年5月まで、毎月、特別徴収する。

特別徴収なし
特別徴収



総務省Webサイト「個人住民税の定額減税(案)に係るQ&A集」等を基に作成

図表2 減税額の計算対象となる同一生計配偶者の確認

配偶者の合計所得金額

(給与等の収入金額)

源泉控除対象配偶者

95万円
(150万円)

48万円
(103万円)

配偶者の合計所得金額が
48万円超の場合は対象外

定額減税額の計算に含める

所得者の合計所得金額が
900万円を超える場合も
対象に含まれる

同一生計配偶者

900万円
(1,095万円)

1,805万円
(2,000万円)

所得者の合計所得金額
(給与等の収入金額)

国税庁Webサイト「給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた」を基に作成

従業員の残業時間を正しく把握していますか?

令和2年から行われている中小企業の時間外労働(残業)の上限規制。令和6年4月1日からは建設業・自動車運転の業務・医師に対する猶予が終了し、「残業」への社会の見方がより厳しくなると予想されます。これを機に自社の状況を再確認し、適切な労務管理に努めましょう。

「残業」とは どのような労働時間?

そもそも「労働時間」とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいます。「会社が定める就業時間以内」と、「法律上の定めである1日8時間・1週40時間以内」で、その労働時間は①所定労働時間②法定内残業時間③法定外残業時間——の3種類に分けられます（図表1）。

「法定内残業時間」と「法定外残業時間」も「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」をいいます。そこには、例えば次のような時間も含まれます。

- 業務上必要となる着替え等の準備の時間
- 清掃等、業務に関連する後始末の時間
- 会社が命じる研修や学習の時間

残業の上限規制により、法定外残業時間は、原則として、月45時間、年360時間以内（臨時的な特別な事情がある場合にも、複数月平均80時間以内、月100時間未満、年720時間以内）に抑えなければなりません。



残業を減らすために できること

(1) 残業の事前承認制の導入

所定労働時間内に業務が終わらず、従業員が残業する際に、上司への残業の事前申請・承認を必要とする等の手続き（残業の事前承認制）を導入してみてはいかがでしょうか。

長時間に及ぶ残業・不要な残業の削減につながることが期待できます。

(2) 変形労働時間制の採用

一定の期間（1か月や1年）を平均し、特定の日または週に、1日および1週間あたりの法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

図表1 労働時間の考え方（所定労働時間が9時から17時まで、休憩1時間の場合）

■ 所定労働時間：就業規則等で会社が定める労働時間です。

■ 法定内残業時間：所定労働時間を超え、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）以内の残業時間です。

残業規制の「月45時間、年360時間」の計算には含みません。

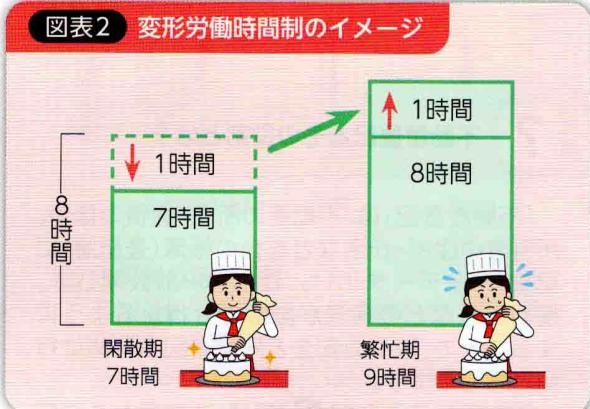
■ 法定外残業時間：法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える残業時間で、割増賃金の対象です。
(時間外労働時間) この時間を、原則「月45時間、年360時間」に抑えなければなりません。

臨時的な特別な事情がある場合にも、「複数月平均80時間以内、月100時間未満、年720時間以内」とすることが求められています。



例えば、冬場が繁忙期になるなど年内での偏りがある場合は「1年単位の変形労働時間制」を採用することで、閑散期の就業時間を短くし、その分繁忙期の就業時間を長くすることができます（図表2）。

図表2 変形労働時間制のイメージ



なお、この制度は休日も含めて1年間の総労働時間を計算します。そのため、勤務日の少ない月の労働時間を他に割り振る等、上手に活用すれば、繁閑の差が小さい企業でも残業の削減につなげることが可能です。

他にも、月内での偏りが大きい場合には「1か月単位の変形労働時間制」を、従業員が30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業では「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用することで、それぞれ月内・週内の労働時間を弾力的に定められます。

変形労働時間制を導入する場合、就業規則や労使協定の改定、労働基準監督署への届出が必要となる場合があります。

（3）事業・製品・商品構成の見直し

自社の事業や製品・商品のうち、長時間の労働が必要となっているものを洗い出し、可能な範囲で減らしていく、という方法でも、残業時間を減らすことができます。

特に、突発的な仕事や短納期での仕事は長時間労働の原因になります。

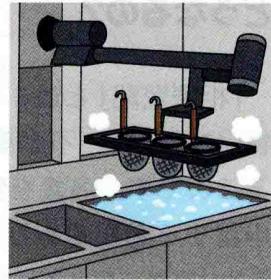
どの業務が、どれくらい残業を発生させ、どの程度の利益を生み出しているか、あらためて残業削減に向けた確認をしてみましょう。

（4）新たな技術の積極的な導入

近年話題になっている生成AIを活用し、文書作成や情報収集にかかる時間を短くすることで、労働時間を短くできる場合があります。

また、飲食店の配膳や大型小売店の床清掃等では、ロボットの活用が進みつつあります。

あるそば店では、そばの調理にロボットアームを導入したところ、0.5人分の作業を削減できただけでなく、湯気や熱湯による火傷から従業員を守る等の効果もあったといいます（経済産業省『コロナ禍におけるロボット活用事例』（2020年12月））。



生産性アップと残業時間削減の両立のため、新たな技術の導入も検討してみましょう。

まずは残業時間の「見える化」から！ PXシリーズの導入を検討しよう

残業時間の管理には、正確な勤怠管理が欠かせません。この点、TKCの給与計算システム「PXシリーズ」には、給与計算や年末調整だけでなく、法令に即した労務管理に役立つ多くの機能が搭載されています。

例えば、タイムレコーダーとのデータ連携で正確な勤怠管理が可能。加えて社員1人ひとりの残業時間や残業手当を「見える化」できるので、業務の平準化にも役立てるることができます。また、令和5年4月から、中小企業においても月60時間超の時間外労働に対する賃金の割増率が25%以上から50%以上へ引き上げられましたが、この割増賃金も簡単に計算することができます。

より正確な残業管理が社会の関心事となっている今、ぜひ導入を検討してみてはいかがでしょうか。

「PXシリーズ」の詳細については、当事務所へお問い合わせください。

令和6年4月1日から義務化! 相続で不動産を取得したら登記が必要です

相続によって取得した不動産(土地・建物)の登記(相続登記)がされないまま相続が繰り返され、登記簿上の所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加しています。その発生予防の一助として、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

相続登記の義務化によって どうなるの?

「相続登記」とは、相続した不動産(土地・建物)について、不動産登記簿の名義を変更することです。名義を変更するには、法務局に申請する必要があります(相続があっても、自動的に名義変更はされません)。

これまで登記は任意であったため、相続登記がされないまま相続が繰り返され、登記簿を見ても所有者がわからない不動産が全国で増加。周辺の環境悪化や公共工事の阻害にもつながるなど、社会問題化していました。

こうした状況の改善のため、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることになりました。

(1) 3年内の相続登記を義務化

相続人は、不動産を相続(遺言を含む)で取得したことを知った日から3年内に相続登記をする必要があります。

また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合についても、遺産分割をした日から3年内に登記をする必要があります。



不動産登記とその役割とは?

「不動産登記」は、不動産の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などを公の帳簿(登記簿)に記載(電子データ化)し、これを一般公開して、権利関係などの状況が誰にでもわかるようにすることで、取引の安全と円滑を図るために行われるものです。

所有不動産の登記の状況は、法務局から登記情報を入手することで確認できます。所定の手続き(インターネットでの申請が可能)によって、誰でも「登記事項証明書」等の交付を受けたり、オンラインで登記情報を確認したりすることができます。

(2) 令和6年4月1日より前に相続した 不動産も義務化の対象

令和6年4月1日より前に相続した不動産であっても、相続登記がされていないものについては、義務化の対象になります。この場合、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

(3) 未登記には10万円以下の過料も!?

「正当な理由」がないのに相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科される可能性があります。

ただし、現状では、国民の自発的な登記を促す運用方針が示されています。具体的には、登記官が義務違反の事実を把握しても、直ちに裁判所への通知を行うことはせず、あらかじめ登記義務を負う者に催告し、その催告に応じて相続登記が行われた場合には、過料の対象とはならないこととされています。

「長期間相続登記等がされていないことの通知」が届いたら、法務局へ連絡を!

法務局から「長期間相続登記等がされていないことの通知(お知らせ)」が届いていないでしょうか。

この通知は、国からの相続登記(名義変更)を促すもので、法定相続人の中から、その土地の近郊に居住されている方など、登記名義人(所有者)を知っていると思われる任意の1人に送付されています。

※詳細は、法務省Webサイト「長期間相続登記等がされていないことの通知を受け取った方へ」(右の二次元コード(令和6年2月1日現在))をご参照ください。



相続が発生したときは 早めに遺産分割の話し合いを!

不動産を所有していた親族等が亡くなった場合の対応として、まずは相続人間で早めに遺産分割の話し合いを行うようにしましょう。話し合いの結果、不動産を相続した人は、相続登記をする必要があります。

話し合いに時間がかかり、相続登記の期限までに遺産分割をまとめることが困難なときは、令和6年4月1日から新たにスタートする「相続人申告登記」という簡便な手続きを活用すると良いでしょう。

(1) 「相続人申告登記」とは

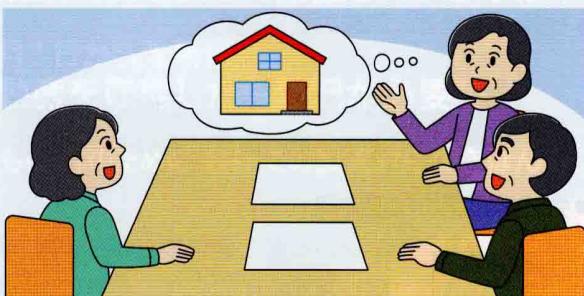
相続人申告登記とは、相続人が「所有権の登記名義人について相続が開始したこと」「自身がその相続人であること」を法務局に申告することで、相続登記の義務を履行したとみなす制度です。

申告した相続人についてのみ登記義務を履行したものとみなされます。そのため相続人全員が登記義務を履行したとみなされるためには、相続人全員がそれぞれ申告するか、連名で申出書を作成し、複数人分をまとめて申告する必要があります。

(2) 遺産分割後は、相続登記が必要

相続人申告登記は、相続登記の義務を履行するための簡易な方法であり、不動産の権利関係を公示するものではなく、その効果は限定的です。相続した不動産の売却や抵当権の設定には、相続登記をする必要があります。

相続人申告登記をした後に遺産分割がまとめれば、遺産分割の結果に基づく相続登記を行うことで、権利関係の公示の効果があります。



(3) 遺産分割はお早めに!

相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人によって遺産が共有されてしまい、遺産の管理や処分が困難になります。

相続の開始から10年を経過した後に行う遺産分割は、原則として、法定相続分または遺言による相続分(指定相続分)となります。

この制度は令和5年4月1日から開始されていますが、令和5年3月31日以前に開始した相続についても適用されます(5年間の猶予期間あり)ので、注意が必要です。

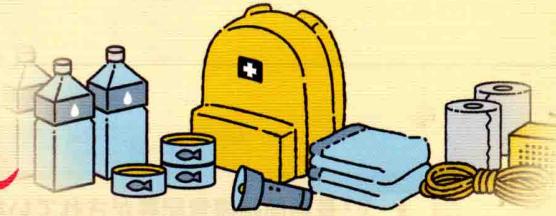
参考

登録免許税の免税措置

以下の場合、相続登記にかかる登録免許税が免除されます(令和7年3月31日まで)。

- ①相続により土地を取得した個人が、その登記前に死亡した場合に、その個人を登記名義人とするための登記
- ②課税標準となる不動産の価額が100万円以下の土地を取得した場合の登記

「いつか」の「もしも」のために 会社での災害対応のきほん



e-suke / PIXTA

令和6年能登半島地震により被害に遭われた全ての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

近年では地震をはじめ、気候変動に伴う台風・豪雨・豪雪による災害も増えています。

「いつか」来るかもしれない「もしも」の災害のために、平時から備えておくことが重要です。

災害発生後……真っ先に行う！ 3つのこと

災害が発生した後に、真っ先に行うべき対応は次の3つです。

●社員およびその家族の安否確認



災害時、何より考えるべきは「人命第一」です。特に、社員とその家族の生命・安全を最優先に考え、その安否確認に努めましょう。災害時には、電話がつながりにくくなることがあります。安否確認においては、SNSや災害用伝言ダイヤル（171）等も活用すると良いでしょう。

●会社の資産の状況確認



身の安全を確保しながら、事業所や店舗、工場等の破損状況や、製品・商品の被害状況を確認します。その際は、被害の事実を証明する「被災証明書」等を申請する場合に備え、写真撮影するなどして被害状況の記録をしっかりと残しておきましょう。

●顧客の安否確認



社員およびその家族、そして会社の資産の状況がある程度確認できた後で、顧客の安否確認を行います。大きな被害に遭った顧客がいる場合には、安否確認・安全確認とともに、どのような支援が必要かヒアリングし、サポート体制を整えましょう。

平時に準備しておくこと

「いつか」の災害に備えて、次のようなことを平時から準備しておきましょう。

安否確認の方法・責任者を あらかじめ決めておく

初動対応で何よりも大事な安否確認について、「誰が」「いつ」「何の手段で」「どのような順番で」行うか、具体的なルールをあらかじめ決めておきましょう。

逃げ道確保のために 整理整頓しておく

避難の妨げにならないよう、日頃から棚の中等を整理整頓しておきましょう。また、事業に必要なデータはできるだけクラウド化しておくと安心です。

非常用持出袋や水、 救急用品等を備蓄しておく

事業所等で被災した場合、帰宅困難となる社員もいます。そうした場合に備え、数日分の水・食料・絆創膏・薬等の救急用品などを備蓄しておきましょう。

今月の
ことば

志ある者は事ついに成る

(中国の故事)

中国の歴史書『後漢書』にある言葉。「有志竟成(ゆうしきょうせい)」ともいう。「しっかりと志をもっている人は、困難や逆境に見舞われても、それを乗り越えて、最後には成し遂げる」という意味。逆境を乗り越える原動力は、ブレンの志(経営理念)にあるのではないだろうか。